

## ○美唄市地域人材育成事業補助金交付要綱

(平成 27 年 3 月 23 日庁達第 6 号)

改正 平成 28 年 3 月 17 日庁達第 15 号 平成 30 年 3 月 22 日庁達第 6 号  
平成 31 年 2 月 20 日庁達第 5 号 令和 5 年 4 月 1 日庁達第 22 号  
令和 6 年 4 月 1 日庁達第 19 号 令和 8 年 3 月 19 日庁達第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、美唄市補助金等交付規則(平成 11 年規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、企業等が美唄市の指定する研修機関の行う人材育成事業に参加する場合、その必要な経費の一部を補助し、産業構造の高度化・情報化の進展等に対応し得る女性や若者等の人材養成を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 市内に事業所を有する法人又は個人で、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類中、別表第 1 に掲げる業種を営む者をいう。
- (2) 指定研修機関 美唄地域人材開発センター及び美唄自動車学校をいう。

(補助事業者)

第 3 条 補助事業者は、指定研修機関の行う研修(以下「研修」という。)に従業者を参加させようとする企業等とする。ただし、第二種免許については指定研修機関を問わない。

(補助金対象経費等)

第 4 条 補助金対象経費等は、別表第 2 に定める研修とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 3 条による補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請が適切であると認めたときは、規則第 4 条第 3 項による補助金等交付決定通知書により通知し、当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか美唄市地域人材育成事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月17日庁達第15号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日庁達第6号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月20日庁達第5号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日庁達第22号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日庁達第19号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月19日庁達第4号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

業 種
農業、林業
鉱業、採掘業、砂利採取業
建設業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業
運輸業、郵便業
卸売業、小売業
不動産業、物品賃借業
学術研究、専門・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業

サービス業(他に分類されないもの)
備考 1 運輸業、郵便業のうち、郵便業(信書便事業を含む)を除く。 2 不動産業、物品賃貸業のうち、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業を除く。

別表第2(第4条関係)

研修区分及び補助金対象経費	補助金の額	限度額	備考
職業講習の受講料 認定訓練の受講料	補助金対象経費の10分の5以内の額	1 研修につき1人当たり、5万円(ドローン講習のみ10万円)	申請する年度につき1企業等当たり、対象者は10人を限度とする。
準中型免許等取得費用(普通及び自動二輪、原付免許を除く)		1 研修につき1人当たり、5万円(大型免許及び第二種免許については10万円)	申請する年度につき1企業等当たり、対象者は5人を限度とする。